

## 第16 変電設備等

### 1 用語の定義

- (1) 変電設備とは、電圧を変成する設備で、遮断器、変圧器（一つの変圧器の容量が5kVA未満のものを除く。）、コンデンサ等の電気機器によって構成され、その出力が20kWを超えるものをいう。
- (2) 内燃機関を原動力とする発電設備（以下「発電設備」という。）とは、内燃機関（ガスタービンを含む。）を原動機とし、発電機、始動装置、制御装置等によって構成される設備で、固定して使用するものをいう。
- (3) 蓄電池設備とは、蓄電池、充電装置、保安装置、制御装置等によって構成される設備で、固定して使用し、その容量が4,800Ah・セル（アンペアアワー・セル）以上のものをいう。  
※ 制御装置等には、直送回路及び逆変換装置等に用いる変圧器（入力が高圧で油入機器以外のものを使用するものに限る。）も含まれるものであること。
- (4) 専用不燃区画とは、「4 変電設備等を設置する専用の室の区画及び構造」に定めるものであること。
- (5) 告示とは、施行規程第7条に規定するキュービクル式変電設備等の基準をいう。

### 2 全出力

変電設備、発電設備及び蓄電池設備（以下「変電設備等」という。）の全出力（容量）の算定は、次によること。

#### (1) 変電設備の全出力

変電設備の全出力は、受電用遮断器の負荷側に接続される変圧器の定格容量（kVA）（一の変圧器で5kVA未満のものを除く。以下同じ。）の和（主変圧器がある場合で当該変圧器の二次側に接続される変圧器を除く。）に、第16-1表の係数を乗じて算定するものとする。ただし、2以上の設置場所（専用不燃区画）に分散して設けた場合は、当該設置場所ごとに算定するものとする。

第16-1表

変圧器の定格容量の合計(kVA)	係数
500未満	0.80
500以上1,000未満	0.75
1,000以上	0.70

#### (2) 発電設備の全出力

発電設備の全出力は、当該設備の定格容量（kVA）に発電機の力率を乗じて得た値の和により算定すること。ただし、2以上の設置場所（専用不燃区画）に分散して設けた場合は、当該設置場所ごとに算定するものとする。

#### (3) 蓄電池設備の容量

蓄電池設置の容量は、単位電槽（セル）の定格容量（Ah）ごとにそれぞれの電槽数を乗じ

て得た値の和により算定するものとする（陰極吸収式シール形蓄電池にあつては、1の装置入力が5kVA未満、かつ、蓄電池容量が1,000Ah・セル未満のものを除く。）。ただし、2以上の設置場所（専用不燃区画）に分散して設けた場合は、当該設置場所ごとに算定するものとする。

### 3 設置位置

変電設備等の設置場所については、条例第12条から第14条によるほか、次によること。

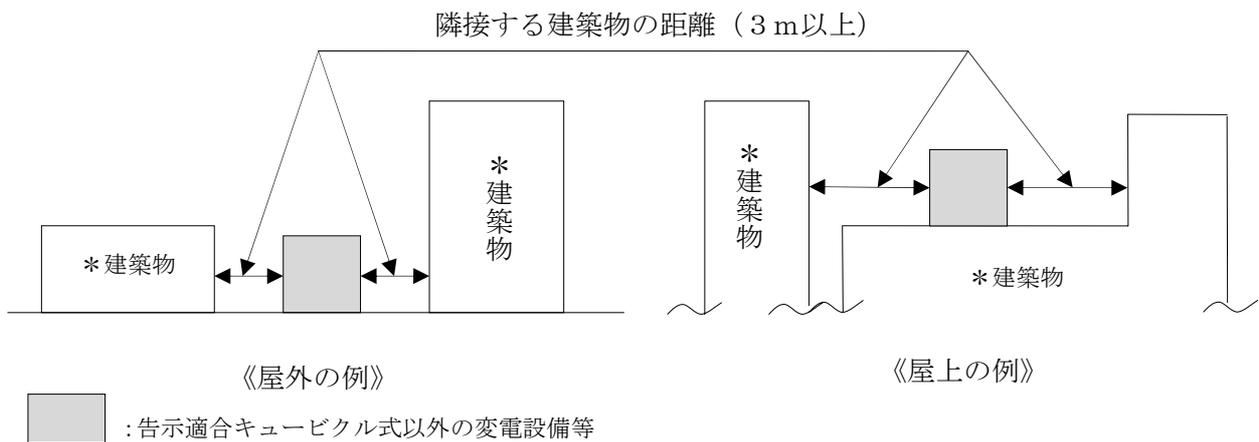
(1) 変電設備等の設置位置は、次の場所以外とすること。ただし、電気機器等に防爆措置をした場合は、これによらないことができる。

- ア 爆発性ガスが通常の使用状態において集積して危険となるおそれのある場所
- イ 修繕、保守又は漏えい等のため、しばしば爆発性ガスが集積して危険となる場所
- ウ 可燃性ガス又は可燃性液体を常時取り扱っているが、それらは密閉した容器又は設備内に封じてあり、その容器又は設備が事故のために破損した場合又は操作を誤った場合のみ、漏出による危険の生じる場所
- エ 機械的換気装置により、爆発性ガスが集積して危険とならないようにしてあるが、換気装置に異常又は事故が発生した場合に危険の生じるおそれのある場所
- オ 前ア、イに隣接する周辺又は室内で危険な濃度の爆発性ガスがときどき侵入するおそれのある場所

(2) 屋外（屋上を含む。）に設けるものにあつては、次によること。

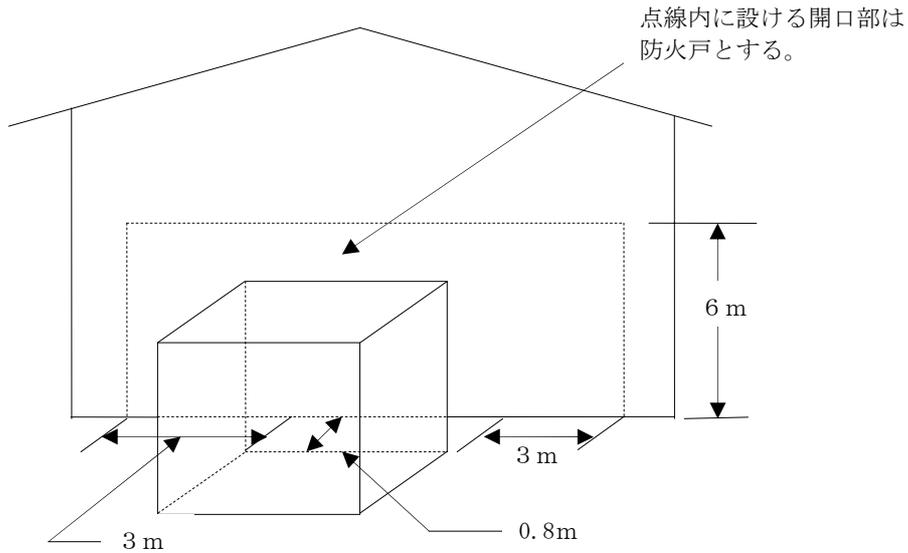
ア 隣接する建築物から変電設備等まで3m以上離れていること。（第16-1図参照）。ただし、次のいずれかに適合する場合には、これによらないことができる。

※ 隣接する工作物についても建築物と同様の取扱いをすること。◆



第16-1図

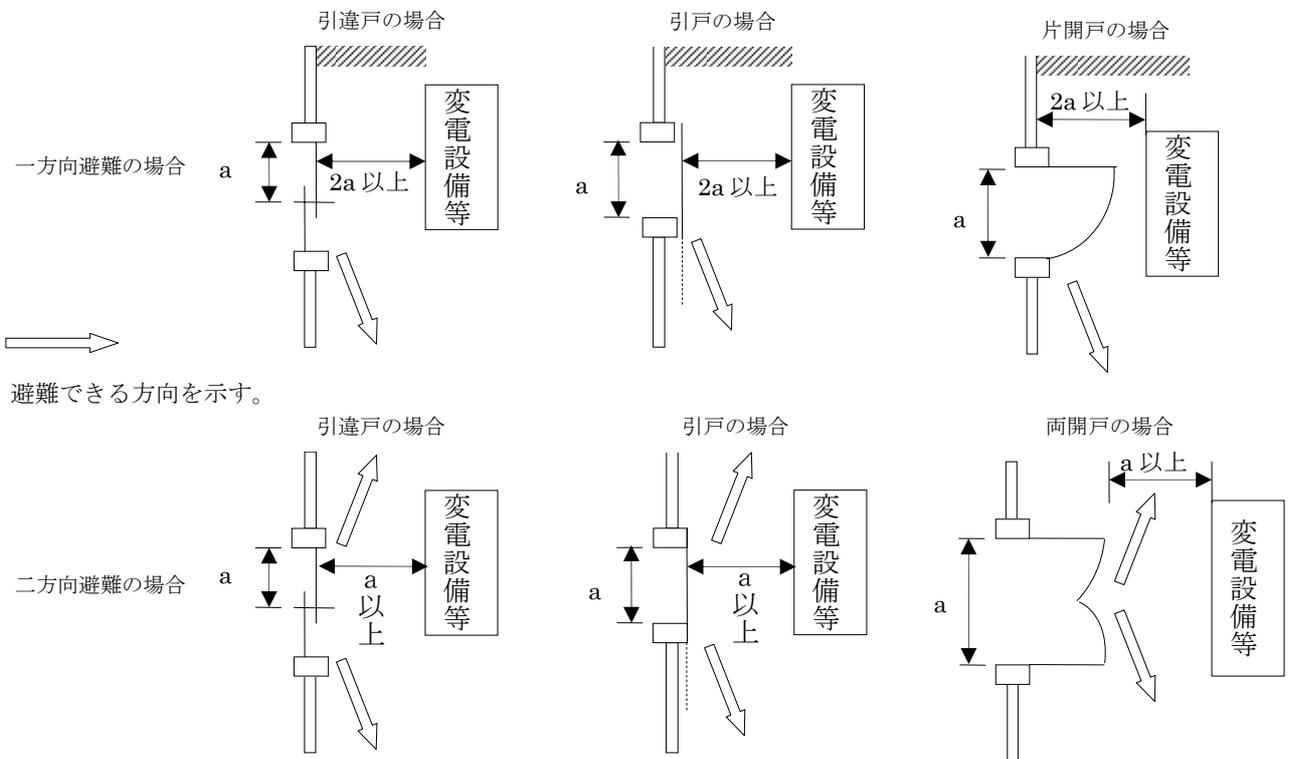
- (ア) 変電設備等と相対する外壁の前面を不燃材料で造り、又は覆われたもので、その開口部に防火戸を設けた場合
- (イ) 第16-2図のように変電設備等の側方3m以内及び地盤面から6m以内の外壁が前(ア)に適合する構造のもので、かつ、変電設備等に相対する外壁との保有距離が0.8m以上の場合



第16-2図

(ウ) 変電設備等と相対する外壁との間に、変電設備等の側方1 m以上、地盤面から高さ2 m以上となる不燃材料で造った防火上有効なへいを設ける場合。

イ 避難の用に供する出入口に面していないこと。ただし、周囲の状況から他に設けることができない場合で、第16-3図のように出入口から変電設備等の区画までの距離が当該出入口の幅員以上（避難方向が一方のみの場合には幅員の2倍以上）離れ、避難に支障がないと認められる場合にあつては、これによらないことができる。



第16-3図

ウ 屋上に油入機器を使用する変電設備を設置する場合は、油が拡散しない措置が講じられていること。ただし、油量の合計が少量危険物未満である場合は、この限りではない。◆

#### 4 変電設備等を設置する専用の室の区画及び構造

- (1) 変電設備等は、それぞれの設備ごとに壁、床及び天井（天井のない場合は、はり及び屋根。以下同じ。）が不燃材料（飛散するおそれのないものに限る。以下同じ。）で造られ、かつ、窓及び出入口の開口部を防火戸とした専用の室（以下「専用不燃区画」という。）内に設けること。ただし、平屋建又は建築物の最上階に設ける場合で、窓及び出入口が延焼のおそれがある部分以外の部分にあっては、防火戸としないことができる。
- (2) 前(1)の専用不燃区画内に面する部分の仕上げを行う場合は、下地を含み不燃材料で行うこと。ただし、当該区画内の構造が耐火構造でつくられ、かつ、仕上げ（下地を含む。）を準不燃材料とする場合（耐火構造の床に直接プラスチックタイル等を貼ったものを含む。）にあってはこれによらないことができる。
- (3) 換気設備の風道及び換気口が専用不燃区画を貫通する場合には、防火ダンパー（建基政令第112条第1項に規定する特定防火設備のうち、当該部分に火災により煙が発生した場合又は火災により温度が急激に上昇した場合に自動的に閉鎖するものに限る。以下、第16において、同じ。）を設けること。  
ただし、次の各号に適する場合は、防火ダンパーを省略することができる。
  - ア 専用のダクトであること。
  - イ 材質は1.6mm以上の鋼板であること。
  - ウ 火災時に脱落しないよう、堅固に固定されていること。
  - エ 排気口等（外気に開放された部分）は、延焼のおそれのある部分以外の位置とすること。
- (4) 電線、電線管等が専用不燃区画を貫通する場合は、当該電線管等と区画とのすき間を不燃材料で埋めること。  
※ 不燃材料としては、ロックウール、モルタル等がある。
- (5) 壁、床、天井及び屋根は、雨雪が浸入又は浸透しない構造であること。ただし、電気設備の機器等に影響を受けない措置を講じている場合は、この限りでない。
- (6) 専用不燃区画には、他の用途に供するガス管、油管、水管、換気風道（冷暖房用風道を含む。）を設けないこと。ただし、建築物の構造上やむを得ない場合で次のア及びイに適合する水管及び換気風道（冷暖房用風道を含む。）を設ける場合にあってはこれによらないことができる。
  - ア 高圧又は特別高圧機器及び配線（ケーブルを除く。）から水平距離0.5m以上離隔されているもの
  - イ 結露及び延焼防止上の有効な措置が講じられているもの※ 有効な措置とは、水管及び風道等をガラス綿、モルタル等で10mm以上被覆することをいう。
- (7) 変電設備等の専用不燃区画内の温度が摂氏40℃を超えるおそれのある場合は、次により換気装置を設けること。
  - ア 換気装置は、直接屋外に通じる構造のものであり、一つの換気口の大きさ（打抜き部分の

面積の合計をいう。以下同じ。)は、400 cm<sup>2</sup>以下とし、専用不燃区画の一の面に設ける換気口の数は2以下又は換気口の大きさの合計を800 cm<sup>2</sup>以下とすること。ただし、換気口に防火ダンパー等を設けた場合又は平屋建て若しくは建築物の最上階に設けた換気口が延焼のおそれのある部分以外の部分に存する場合は、換気口の大きさを400 cm<sup>2</sup>以上とすることができる。

イ 風道を有しない換気口を設ける場合は、屋外に面した位置に設けること。ただし、油入機器を使用する変電設備以外のもので避難上支障なく、かつ、延焼のおそれが著しく少ないと認められる位置に設ける場合にあつては、この限りでない。

※ 避難上支障ない位置とは、廊下、避難階段以外の位置をいう。

ウ 前イの換気口は、雨雪が浸入しない構造とすること。

エ 換気口は、直径10mmの丸棒が入らないようにガラリ又は打抜き鋼板(パンチングメタル)等の防護措置を講じること。ただし、機械換気設備の停止時に自動的に開口部を閉鎖できるものにあつては、この限りではない。

(8) 変電設備で、コンデンサ回路に油入式の直列リアクトルを使用する場合は、コンデンサ又はリアクトルの異常時に当該回路を自動的に遮断できる装置を設けること。ただし、高調波等の影響を受けるおそれが少ない回路又は高調波対策が講じられた回路にあつては、この限りでない。◆

(9) オープン型及びベント型の蓄電池を用いる蓄電池設備室には、当該蓄電池より発生する可燃性ガス等を屋外の安全な場所に有効に排出することのできる換気装置を設けること。

(10) 発電設備を室内に設置する場合にあつては、専用の屋外に通じる有効な排気筒を設けること。ただし、発電設備に影響のないよう措置されている場合については、他の設備の排気筒と共用することができる。

## 5 専用不燃区画の特例

(1) 前4.(1)に規定する変電設備等の専用不燃区画内には、次のいずれかに適合するものを併置することができる。

ア 告示に適合するキュービクル式変電設備等

イ 変電設備等の専用不燃区画内に設けることが設備構成上最も有効と認められる電圧、電流又は周波数等の変成の用に供する電動機、回転変流器若しくは電動発電機で、変電設備等の機器から1 m以上の保有距離を確保できるもの

ウ 発電設備に用いる内燃機関の排熱を利用したボイラー(以下「排熱ボイラー」という。)で、次のすべてに適合するもの。

(ア) 排熱ボイラーは、当該発電設備の排熱以外の熱源を使用しないものであること。

(イ) 排熱ボイラーの蒸気管等は、発電機の上部を通過させないものであること。

(ウ) 室温を著しく上昇させない措置を講じるものであること。

(エ) 排熱ボイラーは、地震動等により容易に転倒しない措置を講じたものであること。

(オ) 排熱ボイラーの保有距離は、内燃機関とは1 m以上、燃料タンクとは2 m以上、その他にあつては、内燃機関の保有距離の例によるものであること。

エ 陰極吸収式シール形蓄電池を使用する蓄電池設備(過充電防止措置が付されているものに

限る。)

オ 変電設備等専用の空調装置

(2) 変電設備等を屋内に設ける場合で次のいずれかに適合する場合は、前4.(1)の専用不燃区画以外の場所に設置することができる。

ア 通信機、計算機又はこれらが併設される専用室（以下「通信機器室」という）に設ける場合で次のすべてに適合するもの

(7) 通信機器専用の変電設備及び蓄電池設備であること。

(イ) 通信機器室の区画を構成する壁、床及び天井が不燃材料（仕上げ材を除く。）で造られていること。

(ウ) 通信機器室の開口部には、防火戸が設けられていること。ただし、前4.(1)のただし書きに適合する場合は、この限りでない。

(エ) 換気装置は、前4.(7)に適合すること。

イ 揚水機、排水機又はこれらが併設される専用室（以下「揚排水機室」という。）に設ける場合は次のすべてに適合するもの

(7) 揚排水機専用の変電設備等であること。

(イ) 変電設備等は、他の機器及び水管と1m以上離隔し、金網又はさく等により区画すること。

(ウ) 揚排水機室の区画を構成する壁、床及び天井の構造並びに開口部は、前ア.(イ)及び(ウ)によること。

ウ 教育施設及び研究施設の実習室又は研究室に設ける変電設備等で次に適合するもの

(7) 主として実習室又は研究用に使用する変電設備であること。

(イ) 消防用設備等の電源に用いないものであること。

(ウ) 実習室及び研究室の区画を構成する壁、床及び天井の構造並びに開口部は、ア.(イ)及び(ウ)によること。

(エ) 変電設備等は、金網又はさく等により区画すること。

(オ) 換気装置は、前4.(7)に適合すること。

エ 分電盤室、空調機室、機械室又は工場、作業所での負荷設備の用途上同一室に設けることが設備構成上及び保守管理上最も有効で、かつ、不燃性の機器及び物件を主として扱う場合、その部分に設ける変電設備で次のすべてに適合するもの

(7) 消防用設備等の電源に用いないものであること。

(イ) 全出力が500kW未満であること。

(ウ) 高圧電動機、電気炉又は電気溶接機等に対になる専用の連絡変圧器を設ける変電設備（以下「連絡変圧器」という。）であること。

(エ) 連絡変圧器を設ける室の区画を構成する壁、床及び天井は不燃材料で覆われていること。

(オ) 開口部は、ア.(ウ)によること。

(カ) 連絡変圧器は、金網又はさく等により区画すること。

(キ) 連絡変圧器の周囲（変圧器の側面からとする。）1.5m以内には、他の機器を設置しないこと。

オ 鉄道、上下水道又は電信電話の設備の用に供する変電設備等で、使用目的、設備構成及び保守管理上同一区画の室に設けることが最も有効で、かつ、設置場所に係員が常時駐在又は監視できる状態にある変電設備等で次に適合するもの

(ア) 変電設備等を設ける室の区画を構成する壁、床及び天井の構造並びに開口部は、ア. (イ) 及び(ウ)によること。

(イ) 変電設備等の周囲に1 m以上の保有距離を有するもの。ただし、乾式機器及び蓄電池設備にあっては0.6 m以上とすることができる。

カ 変電設備等の位置、構造及び管理並びに周囲の状況から判断して、アからオまでに掲げるものと同様に火災予防上支障がないと認めるもの。

(3) 変電設備等を次のいずれかにより設置する場合は、当該室の区画を構成する壁、床及び天井を不燃材料以外の材料で造ることができるものとする。

ア 変電設備等を専用の建築物に設けるもので次のいずれかに適合する場合

(ア) 壁、床、柱及び天井の骨組みを不燃材料で造り、かつ、下地を含め仕上げを準不燃材料とするもので、他の建築物と0.5 m以上の距離を保有するもの。ただし、相対する建築物の外壁の前面が開口部のない不燃材料で造られている場合の保有距離については、この限りでない。

(イ) 壁、床、柱及び天井の骨組みを不燃材料で造り、他の建築物と3 m以上の距離を有するもの。ただし、相対する建築物外壁の前面が開口部のない不燃材料で造られている場合の保有距離については、この限りでない。

イ 建築物の一部に設ける場合で、変電設備等の区画が、ア. (ア)の構造に適合し、かつ、隣接する部屋の設備、物件及び作業内容から火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく防火上支障ないと認められる場合

ウ 期限を限って使用するもので、次に適合する場合

(ア) ア. (ア)又は(イ)の構造に適合するもの

(イ) 設置場所に関係のある者以外の者が容易に立入りできないように措置したもの又は容易に立入りできない場所に設けたもの。

(4) 条例第12条第1項第3号ただし書きで規定する「有効な空間を保有する等防火上支障のない措置」は、次のいずれかに掲げるものであること。

ア 変電設備等の周囲にあっては5メートル以上、上方にあっては10メートル以上の空間を保有すること。

イ 屋外又は主要構造部を不燃材料とした建築物の屋上に設置する変電設備等の周囲のあっては3メートル以上、上方にあっては5メートル以上の空間（開口部のない不燃材料の外壁等（はめ殺しの防火設備を含む。）に面する場合を除く。）を保有すること。

ウ 変電設備等を設置する部分に、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備が政令第12条、第13条、第14条、第15条、第16条、第17条若しくは第18条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置されていること。

## 6 照 明

操作盤（配電盤を含む。）の前面、裏面及びその他操作に必要な位置には、操作に十分な照度を有する照明を設けること。◆

## 7 機器の位置

変電設備等の保有距離は、第 16－2 表によること。ただし、次に適合する場合は、この限りでない。◆

- (1) 保守、点検及び操作に支障のない距離を保持し、かつ、露出した充電部に通常の状態で見やすいように触れるおそれがないように保護する場合
- (2) 操作盤の前面以外の部分を金網、さく又は打抜き鋼板等により区画し通電状態において、当該区画内に入れないように措置する場合

第 16－2 表

保有距離を確保する部分		保有距離
配電盤	操作を行う面	1.0m以上。ただし、操作を行う面が相互に面する場合は、1.2m以上
	点検を行う面	0.6m以上。ただし、点検に支障とならない部分については、この限りでない。
	換気口を有する面	0.2m以上
変圧器、コンデンサその他これらに類する機器	点検を行う面	0.6m以上。ただし、点検を行う面が相互に面する場合は、1.0m以上
	その他の面	0.1m以上

## 8 標 識

標識は、条則第 4 条によること。

ただし、キュービクル式蓄電池設備にあつては、JIS Z 8302（銘盤の設計基準）の表 2 に掲げるもののうち短辺(a)と長辺(b)の比 a : b が 1 : 5 のもので地は白色、文字は黒色とした標識を設けた場合（ただし、短辺(a)は、31.5mm 以上であること。）にあつては、この限りでない。◆

## 9 告示基準に適合するキュービクル式変電設備等

告示基準に適合するキュービクル式変電設備等は、3、4、6 及び 7 の規定によらないことができる。

## 10 告示基準の運用

- (1) キュービクル式変電設備等は避難上支障とならない位置に設けるものとし、「避難上支障とならない位置」については、3.(2).イを準用すること。◆
- (2) 火を使用する設備（ボイラー及び圧力安全規則（昭和 47 年労働省令第 33 号）第 3 条に定めるボイラーを含む。）を設けてある室内には設けないこと。ただし、キュービクル式変電設備等

の周囲に有効な空間を保持する等、火災予防上安全な措置を講じたときは、この限りでない。



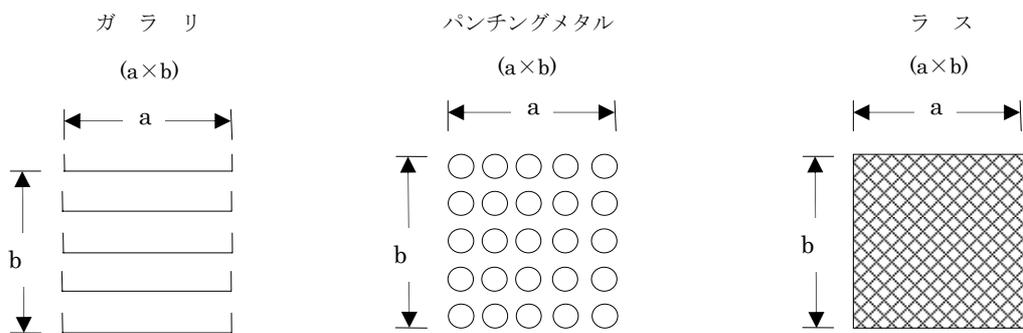
※ ただし書き中の「火災予防上安全な措置」については、次のいずれかをいうものであること。

ア 条例第3条第3項に該当する火を使用する設備との間は5m以上、その他の火を使用する設備との間にあつては3m以上の空間が保有されている場合

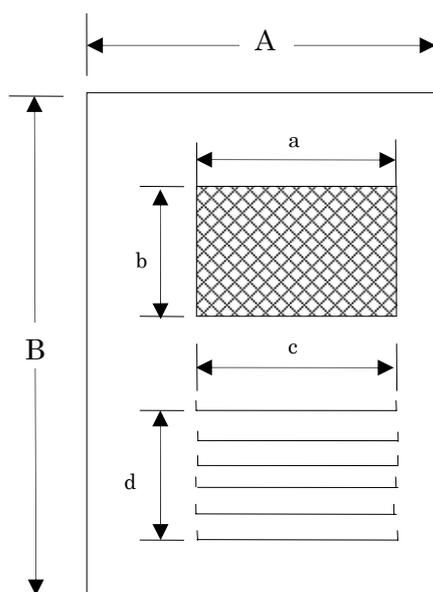
イ キュービクル式変電設備等を設置してある室に水噴霧消火設備等が、政令第13条若しくは条例第38条に定める技術上の基準に従い、又は当該基準の例により設置されている場合

(3) 施行規程第7条第4号ア。(ア)に定める「同等以上の防火性能を有するもの」については、断熱防音のため不燃材料を用い外箱を二重貼り等して設けてあるものをいい、外部に面する側の鋼板の板厚を屋外用のものにあつては1.6mm以上のものであること、屋内用のものにあつては、1.2mm以上としたものであること。

(4) 施行規程第7条第4号ア。(ケ)．b及び同イ。(ク)．bに定める自然換気口の面積及び面積比の算定方法は、第16-4図及び第16-5図の例によること。



第16-4図



自然換気口と当該面との面積比

$$(a \times b) + (c \times d) \leq \frac{1}{3} (A \times B)$$

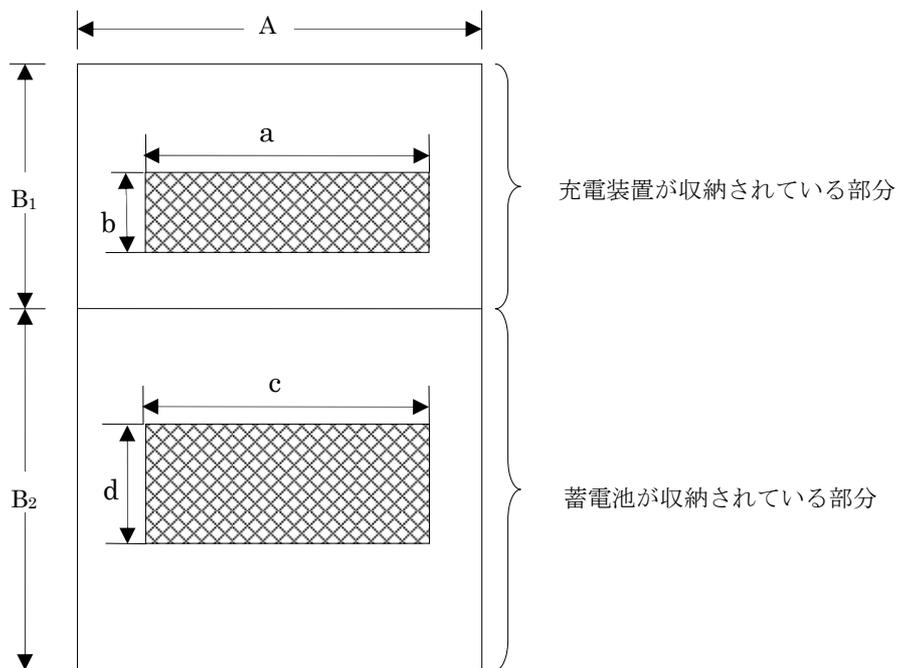
(注)A、Bは、キュービクルの寸法  
a、b、c、dは、換気口の寸法

第16-5図

- (5) 施行規程第7条第4号イ. (エ)に定める遮音装置の材料は、準不燃材料とすること。
- (6) 施行規程第7条第4号ウ. (ウ)に定めるシール型蓄電池とは、陰極吸収式のもので、つぎに掲げる規格に適合しているものであること。
- ア JIS C 8702-1~2 (小型シール鉛蓄電池)
  - イ JIS C 8705 (円筒密閉形ニッケル・カドミウム蓄電池)
  - ウ JIS C 8704-2 (据置鉛蓄電池 第2部：制御弁式)
  - エ SBA C 0506 (シール形ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池)
- (7) 施行規程第7条第4号ウ. (キ). aに定める自然換気口の開口部と当該面の面積比は、第16-6図の例によること。

$$\text{充電装置が収納されている部分} : (a \times b) \leq \frac{2}{3} (A \times B_1)$$

$$\text{蓄電池又は直送回路に変圧器が収納されている部分} : (c \times d) \leq \frac{1}{3} (A \times B_2)$$



第16-6図

- (8) 条例第12条第1項(3)の2に規定する換気、点検及び整備に支障のない距離は第16-3表に掲げる数値とすること。

第 16－3 表

保有距離を確保すべき部分		保有距離	
		屋内設置	屋外設置
周囲	操作を行う面	1.0m以上	1.0m以上。ただし、隣接する建築物又は工作物の部分（キュービクル式変電設備等の側方1m以内及び上方1m以内の部分とする。）を不燃材料で造り、当該建築物の開口部に防火設備を設けてある場合は、屋内に設ける場合の保有距離に準ずることができる。
	点検を行う面	0.6m以上	
	換気口を有する面	0.2m以上	
キュービクル式以外の変電設備、発電設備及び蓄電池設備との間		1.0m以上	

(9) 前(8)に定める保有距離を確保するため、常時、大衆又は車両の出入りする場所で損傷等を生じるおそれのある位置に設けるものは、キュービクル式変電設備等の周囲に堅固なさく等を設けること。◆

## 11 機器の固定等

- (1) 変圧器、コンデンサ、配電盤等の機器は、床又は支持わくに堅固に取り付けること。  
また、機器の固定に防震ゴム等を使用する場合は、地震動等により容易に転倒しないものとし、機器との配線接続部分で振動系の異なる部分には可とう性を持たせる等の有効な措置を講じること。
- (2) 機器と配線の接続は、ゆるむことのないように緊結すること。
- (3) 継電器用及び計器用の変流器は、負荷電流以上のものであること。◆
- (4) 高圧に使用する電線の太さは、直径 2.6mm 以上又はこれと同等以上の断面積を有するものであること。ただし、負荷電流及び配線施工上安全と認められるものにあつては、これによらないことができる。◆
- (5) 機器及び配線は、(1)から(4)までによるほか電気工作物に係る法令によること。

## 12 消火設備の適用

- (1) 適用範囲
  - ア 変電設備又は発電設備には、政令第 10 条、第 13 条、条例 36 条、第 36 条の 2 及び第 38 条により消火設備を設けること（第 16－4 表参照）。
  - イ 電気設備が設置されている場所への消火器具に係る法令適用の運用基準にあつては、第 3 章、第 2 節、第 1 によること。
  - ウ 電気設備が設置されている部分等への特殊消火設備に係る法令適用の運用基準にあつては、第 3 章、第 3 節、資料 1 によること。
- (2) 床面積及び全出力の算定
  - ア 政令第 13 条に規定する床面積は、第 2 章、第 1 節、第 4. 2. (2). エにより算定すること。
  - イ 条例第 36 条の 2 及び第 38 条に規定する変電設備又は発電設備の全出力の算定は、2 によ

るほか、専用不燃区画の特例により、変電設備及び発電設備が同一室に設けられた場合は、それぞれの全出力を算定し、合算しないものであること。

第 16-4 表

変電設備又は発電設備に必要な消火設備 ★

変電設備又は発電設備		消火設備		
		特殊消火設備等	大型消火器	消火器
設置床面積が 200 m <sup>2</sup> 以上のもの		○	—	○
変電設備 特別高圧	油入機器を使用するもの	○	—	○
	不燃液機器又は乾式機器を使用するもの	—	○	○
電設備 高圧又は低圧の変	油入機器を使用するもので 1,000 kW 以上のもの	○	—	○
	不燃液機器又は乾式機器を使用するもので 1,000 kW 以上のもの	—	○	○
	油入機器を使用するもので 500 kW 以上のもの	—	○	○
	上記以外の油入機器を使用するもの	—	—	○
備 発電設	1,000 kW 以上のもの	○	—	○
	500 kW 以上 1,000 kW 未満のもの	—	○	○
上記以外の変電設備又は発電設備		—	—	○

注 1 不燃液機器又は乾式機器を使用する変電設備とは、主要な機器すべてに、不燃性のガス又は不燃性の絶縁油を用いたもの、JIS C 4003 の機器絶縁を施したものと並びに JIS C 4306 の配電モールド変圧器（同等品の特別高圧用モールド変圧器を含む。）を使用した変電設備をいうものであること。

※ 主要な機器とは、主遮断機、変圧器、コンデンサ、リアクトル、電圧調整機等を指し、これらの機器の一部に油入機器を使用した場合は、次の注 2 に該当する。

注 2 油入機器を使用する変電設備とは、主要な機器の一部又は全部に電気絶縁油を使用したものであること。

※ 電気絶縁油とは、JIS C 2320 に定めるもの及びその他の絶縁油（不燃性のものを除く。）をいう。

注 3 本表での特殊消火設備等は、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備並びに政令第 32 条及び条例第 42 条の適用を受けた水噴霧消火設備及びスプリンクラー設備とする。

注 4 ○印：法令適用の義務があるもの